

(議長)

次に小林議員の発言を許可いたします。

「小林議員」

はい、議長。

(議長)

小林議員。

「小林議員」

私からは2点、2項目に渡って質問させていただきます。

今日、教育長は質問攻めでちょっとお疲れでしょうが、よろしくお願ひいたします。

まず1問目です。新学習指導要領の実施による通学鞆の重量について、2点質問させていただきます。

まず一つ目ですが、小学校では2020年度、中学校は2021年度に全面改定されます新学習指導要領についてですが、主に小学校においては、外国語活動、また、外国語が追加され、現行の授業時数が増加します。今回のこの改定により更なる教材の増加が懸念されておりますが、教育委員会としての見解を伺います。

2点目です。今回の全面改定の実施を機に、改めて現在の通学鞆の重量、携行品等、児童生徒への負担や鞆の耐久性について調査、把握すべきかと思ひますがいかがでしょうか。

(議長)

はい、教育長。

「教育長」

3月定例議会でも小林議員より通学鞆の重さについてのご質問がございました。基本的にはですね、当時と変わりはございませんが、小中学校とも主要教科4、5教科の教科書については、宿題や家庭学習等で使用するため、持ち帰りすることとしておりますが、実技系の教科書や道具箱、楽器等、重量のある学習用具については学校に置いて行く、いわゆるおきべんを実施しております。新学習指導要領の実施により、教材の増加が懸念されるとのことですが、来年度より新たに5、6年生で外国語、3、4年生で外国語活動が加わりますが、これらについては、既に移行期間中の現在も取り入れており、教科書についてはおきべんとしております。次年度も同様の処置をとる予定でございます。よって、教科書が増えたことによる影響はございません。また、教科書が変わることにより、以前の教科書とページ数が若干増えます。最小3ページから最大32ペ

ージの増でございます。最大の32ページの教科書についても、重さで40グラム増える程度ですので、最大でも130グラム程度の増となり、ほとんど影響がないものと考えております。現在まで各小中学校において、児童生徒及び保護者から重いということでの苦情等は無いと伺っております。

次に、新学習指導要領の実施を機に、鞆の重量等の調査、把握等のご質問でございます。小学校において、新学期以降各学校でも把握が必要かと思っておりますので、鞆の重量等の調査は実施したいと考えておりますので、ご理解願います。

(議長)

はい、小林議員。

「小林議員」

再質問させていただきます。

この間、改選期を機にですね、私も色々な方とお話する機会がございました。保護者の方やお子さんからはそういった鞆が重いという声は上がっていないとの答弁でした。私今から町民の皆さんの声お届けします。お聞きください。中学校のお孫さんがいる方からは、重いんだよ。鞆のショルダー部分なんてボロボロになるから。こう聞いてます。小学生の高学年の本人からも、鞆が軽くなったらうれしいな。そんな率直な声、頂いています。4年毎に教科書が改定されておりますけれども、12年に一度、大改定される今回のスケジュールが分かっているわけなので、年々重くなる。重くなってるんですよ。重くなってる鞆の重量について、平均値だけではなくて、個々の体力、条件に合わせた対策、これから考えて頂きたいと思っております。いかがでしょうか。

(議長)

学校教育課長。

「学校教育課長」

教育長答弁した部分で、学校にはそういう苦情は来ていないと。議員さんの方には来てるかもしれませんが、学校の方にも確認しました。そういう苦情は1件も来てないよということでございます。また、鞆が重いことで肩が痛いとかなんだとか、そういう部分もあると思います。基本的には体が小さいということによって、その子だけ軽くするとかいうようことはできません。大きい子と同じ重さの鞆を背負うことで、体力もつくものかなというふうには感じておりますが、もし、そういう部分でですね、体に影響が出たという部分があるようであれば、学校の方に相談して頂ければですね、臨機応変に対応できるように対処指示をしていきたいと思っております。体悪いのに重いものを持ってこいと、そこまではありませんので、その部分については学校の方に相談をし

ていただければというふうに思います。

(議長)

はい、いいですか。

じゃあ2問目。

「小林議員」

2問目に入ります。

自治体のハラスメント防止対策についてであります。

一つ目に男女雇用機会均等法が地方自治体にも適用され、2006年改正から、事業主である自治体の長にもセクシャルハラスメント防止のための啓発や相談体制の整備、周知等の措置義務が課されています。江差町男女共同参画基本計画においても、あらゆるハラスメント防止について取り組む旨記されておりますが、要綱、指針案の作成等の履行状況及び研修等の取り組みをお知らせ下さい。

「町長」

議長。

(議長)

町長。

「町長」

小林議員のハラスメント防止策についてのご質問にお答えいたします。

セクシャルハラスメント防止に関しましては、適切に対応するために必要な措置を講じなければならないものとしており、取り組みをすべきものとしては、要綱、指針の策定、相談窓口を設置、職員向け啓発資料作成周知、研修の実施が主なものとなっていることは議員おっしゃるとおりでございます。この中で、要綱、指針の策定につきましては、全国市町村では48パーセントが未策定の状況に、当町も策定に至っていないのが現状であります。これまで相談体制が整備されていないことから、把握できていない面も否めないところであり、体制が整備されることで未然の防止対策が可能となることを踏まえ、また、北海道からも必要な措置を講じ、適切な対応をすべく、通知もありますことから、当面は啓発資料の作成、周知並びに研修等の実施から取り組みをし、要綱、指針につきましても検討してまいりたいと思っておりますので、ご理解願いたいと思います。

(議長)

はい、小林議員。

「小林議員」

はい、再質問させていただきます。

江差町としての取り組みが遅れているということだと思います。2020年度の人事院勧告においてもハラスメント防止対策の充実、また強化が報告されております。他の自治体におけるハラスメント対策防止条例なども参考に、行政機関全体のハラスメント防止意識向上のためにも、職員のみならず、町長はじめ私達議員も含めた指針案の策定をして頂きたいと思いますがいかがでしょうか。

(議長)

はい、総務課長。

「総務課長」

ハラスメントの中にはセクシャルハラスメント、それからパワーハラスメント、マタニティハラスメント等々ございます。議員おっしゃる通り、先進自治体の中には、これらの条例を策定している自治体もあるようでございます。そういう中ですね、ハラスメントの防止だったり排除、被害者への配慮等適切な対応をするということは重要だと思っておりますけれども、その条例策定の前段階としてですね、町長答弁と重複になりますけれども、当面は啓発資料の作成周知、それから研修等の実施、これらから取り組みを務めさせていただきましてですね、要綱、指針の策定につきましても、検討をさせて頂きたいというふうに考えておりますので、ご理解頂ければと思います。

(議長)

いいですか。

「小林議員」

以上です。

(議長)

以上で小林議員の一般質問を終わります。

1時まで休憩いたします。

(議長)

休憩を閉じて再開いたします。

先ほど小林議員の一般質問における学校教育課長の答弁について、教育長から発言を

求められておりますので、これを許します。

教育長。

(教育長)

ええとですね。先ほどの小林議員の一般質問、新学習指導要領の実施による通学鞆の重量についての一般質問ございましたけれども、この中で、2問目について学校教育課長から答弁ありましたけれども、この中で若干私の方からですね、補足説明をさせていただきますと思います。

学校教育課長の答弁の中でですね、体が小さいことにより、その子だけ軽くするということはできません。大きい子と同じ重さの鞆を背負うことで体力もつくものと思っておりますというふうな答弁がございましたけれども、これがちょっと、誤解を招く可能性もあるんで私の方でちょっと補足説明いたします。

鞆のですね、重さにつきましては、体が小さいだとか大きいことで判断するわけではございません。例えば特段の事由、障がいであるとか、怪我をしているだとか、病気だとか、そういう部分があればですね、学校の方に相談して頂きたいというふうなことです。それから、鞆を背負うことにより体力的、体力もつくものと思っておりますということについては、通学鞆を背負うことについてはですね、体力をつけるための目的ではございません。ただ、そういう効果もあれば良いなということでの発言でございます。

いずれにいたしましてもですね、今後とも、通学鞆の重さにつきましては、何を持ち帰らせるのか。何を残すのか。見直しについてはですね、保護者とも連携して改善するよう、今後もですね、努めてまいりたいと思っておりますので、ご理解をお願いいたします。

(議長)

以上で、教育長の発言を終了いたしました。